

別表第2 取消料(第5条第1項関係)

契約解除の 通知を受けた日 契約申込人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	30 日 前	45 日 前	60 日 前
7名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %	20 %	20 %	20 %	%	%	%	%	%
8～30名まで	100 %	100 %	70 %	50 %	50 %	30 %	30 %	30 %	30 %	20 %	20 %	15 %	%
31名～60名まで	100 %	100 %	70 %	70 %	50 %	50 %	30 %	30 %	30 %	30 %	20 %	20 %	15 %
61名～100名まで	100 %	100 %	70 %	70 %	50 %	50 %	50 %	30 %	30 %	30 %	30 %	20 %	20 %
101名以上	100 %	100 %	70 %	70 %	70 %	50 %	50 %	50 %	30 %	30 %	30 %	30 %	20 %

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。

2. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の4日前までにその申し出があったときに限り、宿泊の14日前（その日より後に申し込みを受けた場合にはその受けた日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、取消料は申し受けません。

ただし、宿泊の3日前以降における減員については、全員分に対し所定の取消料を申し受けます。

3. 個別のプランやその他個別の特約において、上記と異なる取消料を定めることがあります。